

郵便物または特殊取り扱いの種類		賠償金額
(1) 書留	特別郵袋印刷物	30,000円
	その他のもの	6,000円
(2) 保険付とする書状および国際小包		郵便物1個につき第83条第3項の規定により申出のあった損害要償額
(3) 国際小包（保険なし）	重量5キログラムまでのもの	11,160円
	重量5キログラムを超え10キログラムまでのもの	15,170円
	重量10キログラムを超え15キログラムまでのもの	19,190円
	重量15キログラムを超え20キログラムまでのもの	23,200円
	重量20キログラムを超え25キログラムまでのもの	27,220円
	重量25キログラムを超え30キログラムまでのもの	31,230円
(4) EMS		申出のあった損害要償額（申出がなかったものについては 20,000円）